

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 30 日現在

機関番号：34431

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24530764

研究課題名(和文) 児童養護施設における集団的逸脱行動に対応する実践モデル開発に関する研究

研究課題名(英文) The study of developing clinical model for peer group violence in child homes

研究代表者

遠藤 洋二 (ENDO, YOJI)

関西福祉科学大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：90588716

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文)：児童養護施設においては、児童の逸脱行動が発生し、多くは児童自立支援施設への措置変更という手段が採用される。これまで、その要因として、「高年齢の被虐待児童の増加」といった文脈で語られていたが、実際は、幼少期より長期間児童養護施設に入所していた児童が措置変更になる傾向が強いことが分かった。また、児童養護施設ではマニュアルが形骸化し、十分に活用されないことから、施設職員が自ら作成するマニュアル等が効果的である、それは、マニュアルとしての意味以上に、そのプロセスにおいて、本研究で明らかになった「暴力等の逸脱行動を強化する施設システム」を変化させる効果が示唆された。

研究成果の概要(英文)：Child's violent behavior in the child home occurs replacement of the child to tend to place assailant children in support facilities that encourage the development of a child's self-sustaining capacity (residential facilities for juvenile delinquents). It was told by a context such as "increase of a senior battered child". But actual condition found out that the child who lived in child home for long time had more tendency for replacement. In child home a given manual was stultified and wasn't utilized sufficiently. Therefore it is efficient to create a manual by the stuff of child home. The effect which changes the "system of child home strengthen the deviant behavior.

研究分野：社会福祉学

キーワード：児童養護施設 児童間暴力 実践モデル M - D & D

1. 研究開始当初の背景

児童養護施設は、「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」（児童福祉法第41条）として、全国におよそ560箇所設置され、約30,000人の児童が暮らしている（厚生労働省、社会福祉施設統計）。

平成12年度に「児童虐待の防止等に関する法律」（法律第82号）が公布、施行され、虐待相談の急増する中、多くの被虐待児童が児童養護施設に入所することになった。児童養護施設関係者からは、被虐待児童の中には、反応性愛着障害や広汎性発達障害などの課題をかかえる児童も少なからず存在し、施設や学校において不適応行動を繰り返し、時として施設全体を巻き込み、適切な施設運営自体を危うくさせているとの声も聞かれる（加賀美：2008、桑原：2009）。

「被虐待児童の増加」と「児童養護施設内の混乱」の因果関係は必ずしも明確ではないが、児童養護施設における「暴力」をはじめとした逸脱行動は無視できない状況にある（坂井・稲垣・樋口・加藤：2009）ことは明らかであろう。

児童養護施設における暴力は、①職員から児童へ、②児童から職員へ、③児童から児童へ、の3種に大別される。平成20年の児童福祉法改正により、施設職員から入所児童への暴力等を「施設内虐待」と位置づけ、発見した者の通告義務と都道府県（および政令指定市）による対応を義務付けた。法改正効果については、今後の調査を待たなければならないが、施設職員から入所児童への暴力等については、国の政策レベルにおいて、一定の対策が講じられたと言えよう。

一方、児童から職員へ、あるいは児童間の暴力等は、これまで児童養護施設職員の専門性や児童自身が持つ行動上の問題としては

指摘されているものの、「暴力等を生み出す施設内システム」や「児童の安全や人権を担保する仕組みの機能不全」との認識は低く、当該児童を児童自立支援施設に措置変更するといった対症療法に終始している感がある。

措置変更の対象となった児童の多くは、過去には暴力の被害を受けており、年齢を重ねていく中で被害者から加害者へと変遷していく。「被害と加害の連鎖」は、家庭内虐待と同様に施設内虐待にも存在している。

入所児童にとって児童養護施設は、本来の家庭に代わる生活環境であり、出身家庭との関係が希薄な児童にとっては家庭そのものである。したがって、措置変更は児童にとって、家庭（家族）喪失の再現に他ならない。児童自立支援施設に措置変更された児童が、児童自立支援施設でも安定せず、結果的に少年院など、司法システムに委ねられるケースも少なくない。

このような現状を背景に、本研究は、児童養護施設における児童間暴力を中心とした逸脱行動が発生するメカニズムを解明し、それを予防、あるいは発生した際に児童養護施設・児童相談所（及び主管部局）・外部機関が効果的に対処するための実践プログラムを開発しようとするものである。

本研究は、これまで児童養護施設関係者にとってはごく日常的な課題であるものの、焦点が当てられなかった（当てようとはしなかった）問題を明らかにし、さらには、児童養護施設職員が共通して持つ「悩み」に対する一つに回答になり得るだろう。

2. 研究の目的

本研究の目的は、児童養護施設に入所する児童による身体的、性的暴力など暴力行為を中心とした集団的逸脱行動によって、危機的な状況となっている児童養護施設において、その緩和、あるいは解決に向け、児童相談所

(措置機関)・児童養護施設(当事者)等が実施する介入的アプローチの方法を、M-D&D (Modified Design and Development)の手続き(芝野松次郎:2005)に沿って開発しようとするものである。本研究は、量的、質的調査によって「実践モデル」を導き出し、具体的な手続きを記した「実践マニュアル」の形で提示される。

3. 研究の方法

本研究における修正D&Dは、以下の手順で行われる。

【 フェーズⅠ 】 問題の把握と分析

(1)「児童間暴力の実態」、「発生要因」、「対応状況」等を明らかにするため、以下の調査を行う。

①一定数の児童養護施設職員に対する探索的な小規模のアンケート調査。なお、質問項目は比較検証のため、高橋ら(2004)が行った「児童養護施設における権利擁護の実態に関する研究」、酒井ら(2007)が行った「児童養護施設内における暴力内容に関する調査研究」を参考に作成する。

②上記の施設の中から一定数の施設を抽出し、職員および可能であれば児童に対して半構造化インタビューを実施し、質的に分析する。

(2)具体的な個別ケースの事例研究を行い、問題状況を把握・分析する。

(3)全国の児童自立支援施設に対して、「児童養護施設からの措置変更の実態」、「当該児童の予後」等に関する調査を実施し、質的に分析する。

【 フェーズⅡ 】 叩き台デザイン

(1)フェーズⅠの分析結果をベースに、先行研究から得た知見も総合し、「解決すべき課題」を明らかにする。

(2)「解決すべき課題」に焦点を当て、課題を解消あるいは緩和させるために有効な実践理論、モデル等の調査を行う。

(3)「(1)」「(2)」の経過を踏まえ、実践モデル・マニュアルの「叩き台」を作成する。

【 フェーズⅢ 】 試行と改良

フェーズⅡで作成した実践モデル・マニュアルをフェーズⅠの協力機関およびK G ソーシャルワーク研究会の参加者が所属する児童養護施設等で活用し、プロセス評価およびアウトカム評価を繰り返しながら、叩き台を改良する。

【 フェーズⅣ 】 普及と詠え

実践モデルを体系化したマニュアルを作成し、児童養護施設職員対象の研修会・ワークショップの中で紹介し、普及を図る。

なお、フェーズⅢ～フェーズⅣは、策定した実践モデル・マニュアルの試行・改良及びその普及であり、一定の期間が必要であることを考慮し、本研究期間においては、時間的制約もあり、フェーズⅠ～フェーズⅡの研究を中心に行った。

なお、本研究では、量的・質的調査を実施したが、いずれも研究者が所属する研究団体の研究倫理審査会の承認を得て実施した。

4. 研究成果

(1)児童養護施設から児童自立支援施設へ措置変更になった児童に関する全国調査

(拙著「児童養護施設から児童自立支援施設へ措置変更となった児童に関する実態調査～児童自立支援施設に対する全国調査の中間報告～」より抜粋)

①目的

本調査では、全国レベルにおける措置変更児童の動向、実態を明らかにすることを主たる目的としたい。

②調査対象

全国 58 カ所の児童自立支援施設のうち、児童自立支援施設からの措置変更が大半を占める国立施設 2 箇所、実質的には自立援助ホームとして機能している 1 箇所を除く 55 施設において、2009 年度から 2011 年度までの 3 年間に児童養護施設施設から措置変更さ

れた児童全件を対象とした。

③調査方法

厚生労働省が実施する「児童養護施設入所児童等調査」、さらに、本調査に類似した先行研究を参考に調査項目を抽出し調査票（案）を策定した後、全国児童自立支援施設協議会会長および研究協力者である児童自立支援施設職員2名から意見聴取を行い調査項目に修正を加えた。

調査票は施設の規模、運営体制、職員体制など基本属性を尋ねるA票、対象期間に措置変更（児童養護施設から当該児童自立支援施設に入所した）された児童ごとに質問に対して選択回答するB票に区分し、それぞれ個票へ記入する方式を採用した。B票については、当該児童の児童養護施設に入所から措置変更を経て、児童自立支援施設を退所するまでの経過における児童自身・保護者の状況等に関する43項目に対して単一回答を求めた（記入は職員）。また、希望する施設について、Microsoft社Excel2007に直接入力できるファイルを作成し、暗号化した後電子メールを通じて送受できることとした。さらに、設問に疑義が生じた場合を想定し、電話または電子メールで問い合わせができるヘルプデスクを開設した。

また、比較検証のため、研究協力者が所属する児童自立支援施設を含め3箇所の児童自立支援施設に対して、同時期に家庭等から入所した児童（以下、「措置変更外児童」）に関して、同じアンケート用紙を用いて調査を実施した。

④結果（抜粋）

・措置変更児童は比較的高い年齢で児童養護施設へ入所していた。

・昨今、「児童虐待等により、高年齢で措置されてきた児童（元々、不安定な児童）が不適応行動を起こした結果、児童自立支援施設に措置変更される」といった文脈で語られることが多いが、本調査は結果はその一端を表

している。

- ・「高年齢での児童養護施設入所→短期間での措置変更」といった傾向がある
- ・入所期間が9年以上にわたる児童が全体の40.5%を占めている。
- ・措置変更児童の半数以上が施設外における逸脱行動ではなく、職員への反抗、職員、他児への暴力（身体的、性的）など、児童養護施設における生活上の課題が措置変更の主たる理由となっている。

本調査のみで措置変更の実態を包括的にとられることはできないが、いくつかの検討課題が浮かび上がった。

- ・児童養護施設における援助のあり方は問い直さなければならない
- ・児童相談所に関しては、措置変更の必然性を十分に検証することが必要
- ・児童自立支援施設は、児童自立支援施設の「強み」を生かした具体的な方策を示した「援助指針」の策定が必要不可欠であろう。

(2) 児童の逸脱行動に苦慮した経験を有する児童養護施設職員に対するインタビュー調査

①目的

措置変更児童への調査において、児童養護施設においては、児童の暴力を中心とした施設内における逸脱行動（施設外の非行ではなく）が中核的な課題であることが明らかになった。

また、児童養護施設への予備的調査においては、とりわけ「性暴力」の対応に困難であること、マニュアルを設置していながら形骸化していることが分かった。

したがって、研究者が中心となった一般的、抽象的マニュアルではなく、各々の施設が独自に策定する実践マニュアルの必要性が議論となり、当該マニュアルを策定するための基礎的なデータを収集するため、以下の調査を実施した。

本調査は、児童間暴力（特に性暴力）の早期発見、危機対応、予防のための「枠組み」、つまり、実践マニュアルを策定する際に共通した認識である「児童間性暴力に焦点をあて、それに対応する基本的な考え方、必要な取り組み」（本論では、「児童間性暴力対応のための対策体系」）を作成することを目的とした。

②研究方法

研究の意義、目的を説明し、協力を承諾した児童養護施設職員に対して、半構造化インタビューを行った。インタビューの内容はICレコーダーで録音した。研究対象が性暴力を含む児童間暴力、さらには、施設の危機といった内容であるため、インタビューの承諾を得る前に訪問し、施設長に面談し、研究者の立ち位置を説明し理解を求めた。さらには、対象施設の要請に応じて、研究者が講師となった職員研修、ケースカンファレンスのスーパービジョンを行い、インタビュー対象者を含め施設職員に対して、研究への理解を求めた。

インタビューは、研究者および研究補助者が児童養護施設を訪問（2014年2月～2014年12月）し、各インタビュー対象者に1回ないしは2回行われた。1回あたりの時間は、90分から120分程度であった。

インタビュー内容は、過去に経験した児童間暴力の概要（被害児、加害児の属性、入所理由、家族状況、人間関係）、事案発生後の対応状況（施設内部・関係機関）、施設の状況（入所児童の概要、施設形態、職員体制、運営状況）、事案発生後の混乱状況、回復への過程（工夫や取り組み）などを時系列的に聴き取った。

インタビュー対象者の属性は、表1のとおりである。

施設	対象者	性別	年齢	経験年数	職種
A県a施設	X氏	男性	38歳	11年	主任指導員
A県b施設	Y氏	男性	34歳	12年	主任指導員
B県c施設	Z氏	女性	40歳	11年	児童指導員

分析方法は、以下のとおりである。

テキスト化したインタビュー録は、以下の要領で分析した。

- i インタビュー対象者の主観的評価も含めて、体系的に提示する（「臨床の知」の共有、継承）ことを目的としているため、インタビュー対象者の真意を変えないよう、できりだけ語られた言葉を利用しながらインタビュー録の文節ごとにコードを設定した
- ii 本論に直接関係のない事柄については、分析対象から除外した
- iii 設定したコードを整理し、同じ内容のものを整理・分類し、新たにコードを設定し、本論の枠組みである「早期発見→危機対応→予防→（早期発見）」の円環プロセスにしたがって研究者が分類した

③結果

分析結果をまとめたものが、表2である。

<表2>

領域	プロセス		
	危機対応	予防	早期発見
児童	被害児 安全確保 トラウマケア	事案対応	原因の追跡 生活の構造化 性教育
	加害児 事案対応 暴力発生プログラム ヒーリング講座	事案対応	個別指導 集団へのアプローチ 資料ノート
	他児 事案説明		
職員	担当者 介入的アプローチ 非介入的	介入的アプローチ 非介入的 緊急通報システム 職員研修	情報共有 共通言語 ケースカンファレンス 専門性の向上 スーパービジョン
	他職員 主任指導員		
	管理者 リスクマネジメント 評価システム 意思決定	危機関心の涵養	職務責任 意思決定プロセス
施設・組織	集団的課題予防	パフォーマンス 実質的権限付与	施設構造
他機関	主任指導員		外部からの評価 支援的介入

「児童間性暴力対応のための対策体系」は、縦軸を「児童」・「職員」・「施設・組織」・「他機関」とし、縦軸を円環プロセスの「危機対応」・「予防」・「早期発見」とした。

本論の中心テーマである「危機対応」段階の領域は、児童については、被害児・加害児・他児（被害児、加害児を除く、他の入所児童）、職員に関しては、担当者または対応者（事案に対応すべき職員であり、ひとりとは限らない）・他職員（担当者・対応者・管理者以外の職員）・管理者（施設長・中間管理職など）に細分化した。

インタビュー録の中から抽出したコードを各セルに配置するにあたっては、インタビュ

一で聴き取った事例がたどった経過を参考にした。また、コードは各セルに限定されるものではないが、それがより重要と考えられるセルに配置した。

用語の混乱を避けるため、以降、本論ではこのコードを「対策」と表記することとする。

なお、この「対策体系」は現時点でコンクリートされたものではなく、複数の児童養護施設において検証し、そこで得た知見をもとに、追加、削除、整理、統合されていくものである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

遠藤洋二 (2015) 「児童養護施設から児童自立支援施設へ措置変更となった児童に関する実態調査～児童自立支援施設に対する全国調査の中間報告～」、『非行問題第221号』、P. P. 117-133

橋本和明・小林英義・村尾泰弘・藤原正範・遠藤洋二 (2015) 「児童養護施設の子どもの非行理解とその予防に関する研究～児童養護施設職員へのインタビュー調査から～」、『児童養護実践研究第4号』、P. P. 13-26、日本児童養護実践学会

[学会発表] (計6件)

・日本児童養護実践学会第5回研究大会(平成25年2月)「児童養護施設における集団的逸脱行動への対応ー施設システムのアセスメントと介入ー」

・日本司法福祉学会第15回おおさか大会 実行委員会企画分科会(平成26年8月)「児童養護施設における児童間暴力の実態と課題」

・日本児童養護実践学会第5回研究大会(平成27年2月)「児童養護施設における児童間暴力の実態と課題ーM-D&Dを用いた児童間性暴力対応プロトコルの開発プログラムー」

・日本司法福祉学会 第16回全国大会(平成27年8月)「児童養護施設から児童自立支

援施設へ措置変更となった児童に関する実態調査」

・National Organization of Forensic Social Work 15th Annual Conference(平成27年8月)

、「The Study of Clinical Intervention Model to Peer Violence in Children's Homes」

・日本子ども虐待防止学会 第21回学術集会にいがた大会(平成27年11月)「児童養護施設における『児童間性暴力』に対する介入システムー施設独自のプロトコル策定のためにー」

6. 研究組織

(1) 研究代表者

遠藤洋二 (Endo Yoji)

関西福祉科学大学・社会福祉学部・教授
研究者番号：90588716